

平成29年度 **税制改革**により

# 健保組合発行の 「医療費のお知らせ」が 医療費控除で使えます

これまで、医療費控除を受ける場合には確定申告書と合わせて医療費の支給を証明する領収書（レシート）を添付する必要がありました。しかし、平成29年分の確定申告からは、領収書の代わりに、下記の方法にて申告することができるようになりました。

## 申告者本人が様式に沿って作成した「医療費控除の明細書」を添付して申告

➡ 領収書は提出せずに済みますが、税務署から提示を求められた時の為に手元に5年間は保管しておく必要があります。

## 「医療費のお知らせ」の原本を添付して申告（健保へ発行依頼が必要になります）

➡ 「医療費のお知らせ」を利用する場合は、領収証の保管は不要です。  
しかし、以下のものは「医療費のお知らせ」に反映されていないのでご注意ください。「医療費控除の明細書」を自身で作成し領収証の保管が必要となります。

- ◎ 医療費のお知らせに記載されていない12月受診分
- ◎ 健康保険の請求事務の都合で反映されていないもの
- ◎ 交通費
- ◎ 自費診療 など



## 任意継続被保険者の方

毎年2月に「医療費のお知らせ」（平成30年1月～平成30年11月受診分）を郵送いたします。申請は必要ありません。

## 勤務されている方

TDK健康保険組合に申請が必要となります。次頁の申請書に必要事項ご記入の上、健保まで申請ください。ご自身で「MY HEALTH WEB」より出力した医療費明細は、医療費控除では使えませんのでご注意ください。



- 申請受付期間：平成31年2月20日まで
- 申請書提出先：TDK健康保険組合
- 申請書：健保ホームページからダウンロードもできます
- 送付時期：2月中旬より
- 送付方法：原則会社経由

※平成31年分までは、従来の領収書の添付による申告も受け付けてもらえます。  
※医療費控除の申告に関することは、最寄りの税務署へお問い合わせください。